

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸恵会（以下「本法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「役員」とは、理事および監事をいい、評議員とあわせて「役員等」という。
- (2) 「常勤役員」とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とし、週3日以上、法人の職務に従事する者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 「費用」とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）ならびに手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事 報酬 別表第1に定める額の範囲内で個別に評議員会で決定する。
- (2) 非常勤の役員 報酬 別表第2に定める額
- (3) 評議員 報酬 別表第3に定める額

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給方法は、給与規程第4条を準用する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度、支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員等が出張する場合は、旅費規程5条を準用する。

2 役員等が会議に出席し、また、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、また解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3　月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、日割計算とする。
- 4　第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡等によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条　この規定により計算金額に1円未満の端数が生じた時は、小数点第1位を四捨五入して処理する。

(公表)

第8条　本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正・補足)

第9条　この規程の実施に関し必要が生じた場合、理事会の決議を経なければならない。

(改廃)

第10条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成20年2月1日より適用する  
この規程は、平成25年9月1日より適用する  
この規程は、令和6年4月1日より適用する。

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬額（月額）
理事長 (非常勤の場合)	1,000,000 円を限度とする (500,000 円を限度とする)
常勤理事	400,000 円を限度とする

別表 2 (非常勤役員の報酬)

理事・監事

職務の内容	報酬額
理事会・監事監査等の出席	10,000 円／日
法人・施設業務のための出勤	10,000 円／日

別表 3

評議員

職務の内容	報酬額
評議員会出席報酬等	5,000 円／日
法人・施設業務のための出勤	5,000 円／日